

地区担当職員制度を始めます

地区担当職員制度とは、村民と行政の協働のまちづくりを推進するために、地域の皆さんと村の担当職員が一緒になって、地域の課題解決や地域づくりについて考えていく制度です。

地区担当職員の役割は次の通りです。

項 目	内 容
① 地区の役員会や総会等 会合への出席	旧年度主要事業報告と新年度主要事業等についての説明
	地区要望等への対応状況の説明
	懸案事項に対する説明等
② 地区からの要望等への 対応	要望事項の相談・取りまとめ
	必要に応じ現場の確認
	担当課への連絡・協議
	地区への対応状況の回答
③ 地区行事等への参加	各地区の状況に応じて、地区行事への積極的な参加
④ 災害時の対応	消防団員以外の職員が、区長等と連絡を取り安否の確認
⑤ その他	担当地区に気を配り、地区と役場との連絡調整・相談

◆ただし、次のような役割はありません。

- 1) 個人的な要望や苦情等の処理
- 2) 地区における事務局・会計等の庶務の従事は、趣旨から外れます。